

大学連携研究設備ネットワークシステム設備利用料算定要領

平成 22 年 3 月 8 日
大学連携研究設備
ネットワーク協議会
最終改正 平成 29 年 3 月 30 日

(総則)

第 1 条 大学連携研究設備ネットワークシステム(以下「ネットワークシステム」という。)に登録する設備の利用料(以下「利用料」という。)の算定に当たっては、研究設備利用者の利便性と設備の安定的な維持を図り、もって国立大学法人及び大学共同利用機関法人の研究推進に寄与するよう配慮することとする。

(利用料単価)

第 2 条 利用料単価の算定にあつては、設備の減価償却費は含まず、以下に示す設備の運転に必要な経費(運転経費)に補填するために必要な経費を勘案して算定することを基本とする。

- (1) 光熱水費
- (2) 設備の軽微な修理費
- (3) データの記録媒体、試料保持部品、線源、交換部品などの消耗品費
- (4) 寒剤費
- (5) その他設備の運転に必要な経費

(利用料)

第 3 条 利用料は、「時間当たり利用料単価×利用時間数+依頼計測手数料」により算定された金額とする。

(各機関の規程等の適用)

第 4 条 この要領の規定にかかわらず、設備を所有する機関において別に算定基準等がある場合は、その基準によることができる。

第 5 条 削除

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。